

令和元年10月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和元年10月11日(金)午後6時00分から午後8時37分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第27号) 学校現場における業務改善に向けた取組方針の改訂について(教育局)

日程第 2 (議案第28号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第29号) 処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について(教育局)

日程第 4 (議案第30号) 処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について(教育局)

日程第 5 (議案第31号) 処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について(教育局)

4. 報告案件

日程第 6 (報告第4号) 平成31年度(2019年度)実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について(教職員人事課)

日程第 7 (報告第5号) 相模原市議会(令和元年9月定例会議)報告について(教育総務室)

日程第 8 (報告第6号) 次期相模原市教育振興計画の策定に係る答申について(教育総務室)

日程第 9 (報告第7号) 次期相模原市スポーツ振興計画の策定に係る答申について(スポーツ課)

日程第10(報告第8号) 次期相模原市図書館基本計画の策定に係る答申について(図書館)

出席した教育長及び委員（５名）

教 育 長	鈴木英之
教育長職務代理者	小泉和義
委 員	永井廣子
委 員	岩田美香
委 員	宇田川久美子

欠席した委員（１名）

委 員	平岩夏木
-----	------

説明のために出席した者

教 育 局 長	小林輝明	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	生 涯 学 習 部 長	大 貫 末 広
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	佐 野 強 史	教 育 総 務 室 担 当 課 長 (人 事 給 与 班)	磯 見 学 俊
教 育 総 務 室 担 当 課 長 (総 務 企 画 班)	江 野 学	教 育 総 務 室 主 査	境 賢
教 育 総 務 室 主 任	久 田 明	学 務 課 長	岩 崎 雅 人
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	原 田 道 宏	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	小 杉 雅 彦
学 校 施 設 課 担 当 課 長 (計 画 班)	富 岡 重 樹	学 校 教 育 課 長	篠 原 真
学 校 教 育 課 担 当 課 長 (企 画 ・ 支 援 班)	宮 原 幸 雄	学 校 教 育 部 参 事 兼 教 職 員 人 事 課 長	農 上 勝 也
教 職 員 人 事 課 担 当 課 長 (企 画 班)	竹 内 進 吾	教 職 員 給 与 厚 生 課 長	沖 本 健 二
教 育 セ ン タ ー 担 当 課 長 (学 習 情 報 班)	後 藤 幹 夫	学 校 教 育 部 参 事 兼 青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	小 泉 勇
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	遠 山 芳 雄	生 涯 学 習 課 総 括 副 主 幹 (総 務 企 画 班)	荒 田 裕 之
文 化 財 保 護 課 長	関 みどり	ス ポ ー ツ 課 長	高 林 正 樹
ス ポ ー ツ 課 総 括 副 主 幹 (ス ポ ー ツ 振 興 班)	望 月 悦 郎	図 書 館 長	岡 本 達 彦
図 書 館 担 当 課 長 (企 画 ・ 管 理 班)	郷 司 尚 子		

事務局職員出席者

教育総務室主任 島崎順崇

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

台風の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

なお、本日、平岩委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と私、鈴木を指名いたします。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程 3、議案 29 号、「処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について」から、日程 5、議案第 31 号、「処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について」までは、「公開しない会議」として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、本日の会議は、日程 1 及び 2 並びに日程 6 から 10 までについては、「公開の会議」とし、日程 3 から 5 までについては、「公開しない会議」といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

それでは、議事に入る前に、就任後、初めての定例会ですので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして、このたび、令和元年 10 月 1 日付で教育長に就任いたしました、鈴木英之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これまで、本市教育委員会では、人を大切にする視点での取組を進めてまいりましたが、社会状況が不透明で厳しい状況が続くものと想定される中、改めて必要な視点だと思っております。次代を担う子どもたちが、将来、厳しい状況に置かれても、たくましく健やかに成長するためには、本市の課題とされている学力・体力だけでなく、他者との関わり合いの中で人の心を思いやるなど、総合的な力を育むことが必要だと考えております。そのためにも、学校教育の中核となる教職員が子どもたちに向き合えるよう、教職員の負担を軽減する取組を重点的に進め、教職員の子どもたちを教え、育む意欲に応えなければならないと考えております。

また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組、学校・家庭・地域や民間団体等の連携、相談体制の充実、子どもの居場所づくりの取組、そしてスポーツ活動や文化活動に親しむことのできる環境づくりも重要です。学校や社会教育の現場へ足を運び、様々な声を聞かせていただく中で、的確に地域の状況を把握し、委員の皆様と活発な協議を行いながら、本市教育施策のより一層の推進につながるよう、誠心誠意取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、新たに選任されました2人の委員について、私からご紹介させていただきます。

まず、宇田川久美子委員ですが、現在、相模女子大学学芸学部子ども教育学科の教授としてお勤めされており、ご専門は幼児教育学や保育学、インクルーシブな居場所づくりでございます。また、これまで、本市においても、保育者ステップアップ研修の講師や教職員育成推進協議会の委員としてご尽力をいただいているところでございますが、今後は教育委員会の委員として、ご見識、ご経験を生かしていただき、より一層のご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、小泉和義委員ですが、現在、明星大学教育学部教育学科の特任教授として教員候補者の養成にご尽力されております。以前は、本市の小学校にお勤めになり、学校現場では、田名小学校、淵野辺小学校の校長、教育委員会事務局においては教職員課長、学校教育部長などを歴任されております。平成22年から25年までの学校教育部長時代には、支援教育支援員の全校配置、スクールソーシャルワーカーの導入など、学校教育の充実にご尽力されるとともに、教員採用試験の単独実施など、指定都市移行に伴う対応、また、東日本大震災への対応など、様々な行政課題にもご対応いただきました。ありがとうございます。

なお、小泉委員ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、私が職務を行うことができない場合などに教育長の職務を代理する、いわゆる教育長職務代理者として指名させていただきましたので、あわせてご報告いたします。

また、他の委員におかれましても、教育委員会のさらなる発展のため、教育委員会事務局・学校も含め、一丸となって教育行政に邁進してまいりたいと存じますので、引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

学校現場における業務改善に向けた取組方針の改訂について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 27 号、「学校現場における業務改善に向けた取組方針の改訂について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

佐野教育総務室長 議案第 27 号、学校現場における業務改善に向けた取組方針の改訂について、ご説明申し上げます。

平成 30 年 3 月に、学校現場における業務改善に向けた取組方針を策定してからこれまでの間、中央教育審議会におきましては、学校現場の働き方改革について答申が出され、国においては、学校現場の勤務時間の上限のガイドラインが示されるなど、教員の働き方改革への取組強化が求められております。これら国等の動向を踏まえまして、本市においても、本取組方針に掲げている各取組の強化を一層進めていくため、今回、取組方針の改訂を行うものでございます。

それでは、お手持ちの新旧対照表、A4 横のものでございますけれども、これに沿って説明させていただきます。

今回の改訂に当たりましては、全体的な内容の精査に伴い幾つかの表現の変更がございますが、説明におきましては、改定に伴い追加した部分を主に説明をさせていただきたいと思っております。

では、1 ページ目の右の欄の下段をご覧ください。

本市の小中学校における教員の在校時間等の状況を新たに追加をいたしました。

次に、2 ページ、左側の欄の下段をご覧ください。

従来記載しておりました「目標 目指す姿」を、右欄の下段、「目的 目指す姿」に変更するとともに、目標といたしましては、3 ページの上段をご覧いただきたいと存じますが、1 カ月の時間外勤務時間が 4.5 時間以内、年休取得を 16 日以上という数値目標を掲げ、令和 2 年度から 4 年度までの年次目標を掲げることとしました。

次に、同じページの右欄の下段をご覧ください。

進め方についてでございますけれども、策定時に掲げておりました 7 つの視点について文言整理を行いました。2 番目の「学校における徴収金対応」を「学校における徴収金事務の改善」に、3 番目の「部活動の在り方」を「部活動における負担の軽減」に、4 番目の「授業や課外活動等に関する支援体制の強化と学校現場の環境改善」を「専門スタッフの拡充や職場環境の改善」に、6 番目の「書類の作成、調査・アンケートの回答」を「調

査・アンケート方法等の見直し」に、7番目の「会議・研修の効率的な開催」を「会議及び研修の精査・精選等による効率化の推進」に改めました。

4ページをご覧ください。ここからは、7つの視点に関係する各取組等になります。主な変更点について説明をいたします。

5ページになりますが、右欄の下段の取組事項をご覧ください。

新たに追加した取組といたしまして、 の「一定の期間、個別PCへのポップアップ表示を行うことによる教職員の意識改革の推進」、 の「地域・保護者への働き方改革の発信」、 の「各小・中学校によるノー残業デーの設定」の3つの取組を設定をいたしました。

7ページをご覧ください。

右の欄の下段、部活動における負担の軽減の取組事項につきましては、平成31年1月に改訂いたしました相模原市立中学校部活動指針に基づいた内容に修正しております。

11ページをご覧ください。

右の欄の下段になりますけれども、視点の6つ目の調査・アンケート方法等の見直しについての取組事項でございますが、 の「教育委員会による就学奨励金の申請受付の実施」を追加しております。

主な変更点につきましては以上となります。

最後に、お手元の議案第27号、参考資料をご覧ください。

今回、改訂する取組方針に掲げた各取組につきまして、別に取組実施スケジュールを定めたものでございます。今後は、学校長や副校長、教育委員会事務局の所属長を構成メンバーとする学校現場業務改善推進会議におきまして、取組実施スケジュールに基づき、各取組事項につきまして、具体的な進行管理や効果測定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議案第27号についての説明は以上となります。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

小泉教育長職務代理者 5ページの、先ほど の個別PCへのポップアップ表示を行うということが言われておりましたが、このポップアップ表示は具体的にどういうことなのでしょう。

沖本教職員給与厚生課長 こちらは、今、年3回予定しておりまして、学校の先生方が成

績をつけるときや、年3回、学期末のときにかなり忙しいということがありまして、その時期に合わせて健康管理を促すような、パソコンに強制的に表示を出してしまうということを考えています。

小泉教育長職務代理者 表示というのは、何の表示ですか。

沖本教職員給与厚生課長 内容としましては、具体的には、例えば「毎日忙しく過ごしているあなたへ。頑張り過ぎていませんか。」という、そういった健康管理といえますか、そういったことの啓発です。

あと、そこに相談窓口なども記載して、もし、少し精神的に辛くなっているとか、そういったところがあれば、健康管理の保健師宛にメールができたりなど、そういったことを表示いたします。実際に、今年6月に既に1回行ってまして、今後も学期末ごとに行っていくということを予定しています。

以上でございます。

岩田委員 小泉委員がおっしゃったところで、これはプランでいくと、令和4年までこのポップアップを表示していくというので、この内容は変えていくのですか。「あなた働き過ぎですよ。」というポップアップが出てきて、では休むか、となるのか、その辺の効果のところは内容を変えていくのか。令和4年までは同じものでいくのか、効果設定というか、その辺はどうなのですか。

沖本教職員給与厚生課長 委員がおっしゃるとおり、やはり、ずっと同じものですとなかなか効果が薄れてしまうと思いますので、産業医の先生にいろいろ相談する機会がありますので、どういったことが効果的かということ相談しながら、毎年度毎年度いろいろ工夫してやっていきたいと思っています。

以上です。

永井委員 取組事項、実施スケジュールとあるのですが、これは毎年毎年、進捗状況をきちんと見ていただいて、今、どのぐらいかという状況などをこちらに教えていただいたり是可以ののでしょうか。それとも、この令和4年度が終わるときに総括みたいな形で表明というか、こちらに教えていただくのでしょうか。

佐野教育総務室長 こちらの、いわゆる業務改善でございますけれども、こちらにつきましては、今現在、作成をしております次期振興計画の中にも、こういった項目が載っております。そうしますと、毎年、教育委員会の方にご報告しております点検評価、あの中でもこういった取組のことを毎年毎年、全部ではないのですが、主たる取組につきましては

では、適宜ご報告等をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 他に質疑、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

鈴木教育長 なければ、これより採決を行いたいと思います。

議案第27号、「学校現場における業務改善に向けた取組方針の改訂について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

鈴木教育長 次に、日程2、議案第28号、「相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

大貫生涯学習部長 議案第28号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市スポーツ推進審議会委員1名が任期満了となりましたことから、後任の委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

2枚目の議案第28号参考資料をご覧ください。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画やその他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することなどを職務としております。

委員の定数は15人以内、任期は、委嘱の日から2年でございます。

1枚目の、議案裏面の委員名簿をご覧ください。

当議案につきましては、学識経験者として従事いただいております井出樹里委員が任期満了となることから、後任の委員を相模原市スポーツ推進審議会規則第2条の規定に基づき委嘱するものでございます。

それでは、委嘱する委員につきましてご説明をさせていただきます。

加藤慶子氏でございますが、現在は三菱重工エンジン&ターボチャージャー株式会社に勤務するラグビーフットボールの元選手で、リオデジャネイロオリンピックの7人制女子

日本代表のバックアップメンバーに選出されたことでもありますし、また、女子ラグビーワールドカップ2017の15人制日本代表に選出されるなど、競技者として第一線で活躍されておりました。

任期は、令和元年10月23日から令和3年10月22日までの2年間でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

鈴木教育長 質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第28号、「相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

平成31年度(2019年度)実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について

鈴木教育長 次に、日程6になります。報告第4号、「平成31年度 2019年度 実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について」を事務局より説明いたします。

農上教職員人事課長 それでは、平成31年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について報告をいたします。

今年度の教員採用試験は、1次試験を7月14日、日曜日に麻布大学で実施し、2次試験は8月4日から10日までの7日間の期間、旭中学校を会場に実施いたしました。そして、9月13日、金曜日に合格発表を行いましたので、最終結果について、資料をもとにご説明をさせていただきます。

別紙、最終結果の資料をご覧いただきたいと存じます。

募集数のところをご覧いただきたいと存じます。小学校は全科コースと英語コース合わせて70人程度、中学校は全教科で46人程度、養護は4人程度、障害者選考2人程度、合計122人程度としておりましたが、最終的な合格者数は、小学校82人、中学校53人、養護教諭5人、障害者選考0人で行いました。募集数より多い合格者数となりました理由としましては、想定していたよりも多くの自己都合退職者が見込まれること、合格

者の中には、他地域と併願していて採用を辞退する可能性があること、全国的に教員の人材不足の状況があり、採用において、できるだけ人材を確保する必要があることから、改めて採用可能な人数を精査し、決定したものでございます。

倍率でございますが、全体としては3.6倍で、昨年度より下がっておりますが、一定の倍率は確保できたものと捉えております。しかしながら、小学校では全科コースで2.6倍、英語コースでは1.8倍と3倍を切る結果となりました。

中学校の教科別でご覧いただきますと、技術科におきまして、倍率1倍と、応募者2名とも合格しておりますが、試験を通して合格する基準に達したと判断し、結果的に2名とも合格ということでございます。

障害者選考につきましては、受験区分を別にした上での選考を行いましたが、2次試験を受験していただいた方につきましては、結果として不合格ということございました。

続きまして、資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

第2次試験実施結果、選考区分別のものでございます。

合格者の内訳でございますが、一般選考が合格者全体の約3割、臨任・非常勤経験者も約3割、大学推薦が特別免除を含めて約2割、正規教員経験者が約1割、その他が1割を占めております。

令和2年4月採用に向けての今後のスケジュールでございますが、12月に採用予定者説明会、3月上旬に配属先を内示し、採用前ガイダンスと所属校長面接を行う予定であります。

以上でございます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

小泉教育長職務代理者 質問になるのか意見になるかわかりませんが、小学校において、全科が2.6倍、それに対して英語コースが1.8倍というところで行くと、数字だけ見ると、もしかして同じ指導力であるとか人間性というのが図れていないのかなという気にはなってしまうのですけれども、つまり、英語コースの方が容易に入れるという、その辺はいかがだったのでしょうか。これが1点目。

もう1点は、本当に、今、嫌なニュースですけれども、神戸のあのようニュースがあって、ただでさえ教員になろうという人材が少ないのに、あの報道で学校教育って何なのであるとか、揺らいでしまう。学校、もしかして僕もいじめられてしまうのではないかと

いう危惧もされる、若い人たちはそういう考えも持っているのですけども、そういった意味では、次年度の採用に向けて魅力ある相模原のPRと、また採用試験のスタイルといいですか、その辺りで展望があったら、2点、教えていただけたらと思います。

農上教職員人事課長 まず、小学校の全科、英語コース、倍率等も含めたお話をいただきました。英語コースにつきましては、やはり、本市としても学習指導要領においてもそうなのですが、小学校で英語の授業を行っていくという前提のもと、そういった英語に関する一定の能力のある方の人材確保というのは、全国的な課題であると思います。

そういった中で英語コースを設定しましたのは、その英語の力だけがあれば合格するというものではないのですが、一定の合格基準に達しながらも、小学校全科の中ですと倍率等の関係で埋もれてしまう可能性がある方も、この英語コースを設定することによって人材を確保することができるということで設定したものでございます。ですから、英語の能力、プラス教員として職務遂行上の一定の基準は満たしている方を採用しております。

続きまして、お話いただきました神戸の事件に関しても、我々事務局としても大変気になると思いますか、学校現場が混乱しないか、もっと言えば、子どもたち、保護者が不安にならないか、そこを一番心配しているところでございます。

本日、全校長が集まる会議がございまして、そこでも教育長から、この事件についてお話をいただきましたが、全校長、真剣に受けとめてくださっていると思えました。教職員人事課としましても、様々な機会で教職員のコンプライアンスについては取り上げるとともに、新採用者についても、説明会やガイダンス等ございますので、全国的にもそうだと思うのですが、相模原の学校は、本当に職員室がとてもいいところである、そこは自信を持ってお伝えしながら、職務に専念できるような環境というものは引き続きつくっていきたいと思います。

また、来年度以降の採用試験につきましても、早速、来年度に向けて大学訪問を始めさせていただきますので、そこでは、やはり、教員の仕事が魅力的でやりがいがあるということ、また相模原の学校現場、職員室が本当に温かい協力体制、人材を育てる体制があるのだということをお伝えしていきたいなと考えております。

以上でございます。

鈴木教育長 今日、全校長が集まる機会がありましたので、同時に私のところにも複数、相模原の学校、大丈夫という声がやはり聞かれて、大丈夫ですよということはお話したのですけれども、改めて校長先生方に神戸の事件については、よく考えていただきたいと

ということ、職場もそうですけれども、学校でも、わからないとか、困っているとか、助けてというのを言える雰囲気をつくっていただきたいということをお願いしました。

永井委員 技術の方は希望数が確保できてよかったなど、本当にほっとしております。ありがとうございます。大分、努力されたのだらうと思いますが、今後も募集があるでしょうし、これからも相模原の教員になりたいなという人たちを、もっと増やしていただければありがたいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

あとは、ほかの教科でも、そういうPRをするときに、本当に相模原は学校の雰囲気があったかいよ、いい人たちがたくさんいるよとか、きちんと育ててもらえるよとか、残業もそんなにないよとか、そういうPRができるとすごく希望者が増えるのではないかと思うので、ぜひ今後、そういうことも力を入れていただきたいと思います。

また、今回のことで退職された先生が市役所に相談したのに教育委員会は知らなかったという報道が、今、テレビの方でなされているので、知らないと言っているだけなのか、本当に知らなかったのか分からないのですけれども、そういう話も必ず集約できるようにしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

農上教職員人事課長 まずは、具体的に技術科のお話もございましたが、小学校の英語コースも含めて、なかなか人材、応募者が集まりにくいところは、そういった課程がある大学にしっかりとターゲットを絞って、大学訪問等で説明をしていきたいと思っています。

また、職員の、学校現場の人間関係等も含めてですが、相模原はそういうところではないと信じつつも、でも、あるかもしれないという視点を持って、しっかり対応していくことが必要かと考えております。

以上でございます。

岩田委員 教えていただきたいのですけれども、この募集の数の考え方で、今ここの、例えば技術なら技術、今、2人足りないというところで2人程度という募集をかけるのか、辞めるかもしれないという分を見込んで募集数は最初から出さないものなのか。

それとも、募集数は出しているけれども、募集数で合格者数が多くなっている、例えば全科であるとか国語であるとか、そのところは実際、受けてもらった人が、かなりいいスコアの人が多かったから今年多めにとったとか、その辺はどう考えたらよいですか。

それとも、この多めにとっているところは、意外と辞める先生が多い教科なのかと、どう考えるといいのか教えていただけますか。

農上教職員人事課長 まず募集数の決定ですが、こちらは3月末、4月1日には募集数を

含めた要項を出しますので、実際には1月、2月に、この数字を出さなくてはならない状況です。その段階では、今までのデータなどをもとに、どれくらいの採用辞退者がいるのか、また自己都合退職がどれくらいか、経年をさかのぼる中でその平均値を取ったりして加味しているのですが、実際に年度が明けて、今年の8月、9月に改めて自己都合退職ですとか、そういった状況を集める中で、今年度は、かなり自己都合退職がいる、また受けている方の大学、また地域等を見ると、他市と併願をしている確率がかなり高い方が合格圏内にいるという中で、改めて数字を精査したところ、このような結果になりました。ですから、中学の教科によっては、募集数と合格者数が変わらないところもありますが、これらはそういった動きがなかったものでございます。

募集数によって、それなら受けてみようとか、学生もそう動きますので、できれば募集数の段階で魅力ある数字は出していきたいと考えているところでございます。

宇田川委員 確かに、募集数を見て、どこがというところは、かなり検討のところに入ってきますので、ぜひ、その差が、なるべくないような形で出せたらいいのではないかなと思いました。

鈴木教育長 ちなみに、英語コースで、本来は15人程度必要としていたけれども、結果6人しか受からなかったという、それは、学校での対応はどうなるのですか。15人は、いろいろ小学校に行く予定だったけれども、欠員みたいな形になるのですか。

農上教職員人事課長 失礼いたしました。今回、英語コース15人程度に対して合格者6名でございました。小学校全科の合格者数が増えたのは、そこをある意味、補うということで、小学校の55人程度が76人になったということも含まれております。

そして、小学校の英語コースで合格した方の配属は、英語専科に限られたものではなくて、小学校に配置され、まずは学級担任を基本として配置されますので、そこについては全科で採用した方でカバーできると考えてございます。

ただ、英語の人材ということですと、今年度については十分採用できなかったという反省はございます。

鈴木教育長 他に質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

この件につきましては報告ですので、よろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

鈴木教育長 次に、日程 7、報告第 5 号、「相模原市議会 令和元年 9 月定例会議 報告について」を事務局より説明いたします。

佐野教育総務室長 報告第 5 号、令和元年相模原市議会 9 月定例会議におきます教育委員会関係答弁につきまして、ご報告させていただきます。

市議会 9 月定例会議につきましては、8 月 26 日から 10 月 2 日までの日程で開催をされました。

お手元の資料を 1 枚おめくりいただきまして、こちらは、9 月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧になります。

2 ページをご覧くださいと存じます。

代表質問は、5 名の議員から 30 問の質問がございまして、質疑の内容につきましては 3 ページから 15 ページまでに記載のとおりでございます。

次に、16 ページをご覧くださいと存じます。

一般質問でございますけれども、8 名の委員から 28 問の質問がありまして、質疑の内容につきましては 17 ページから 27 ページまでに記載のとおりでございます。

代表質問及び一般質問の概要といたしましては、来年 4 月に開校を予定しております、本市初となります義務教育学校の設置に係る経緯やスポーツ振興に係る取組などに関する質問がございました。

ここで、一つひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関しまして、ご質問等がありましたら担当課からお答えさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

少し中をご覧ください時間を 2、3 分とりたいと思います。

永井委員 2 つあるのですが、まず 1 つ目は、屋内運動場、いわゆる体育館への空調設備の設置についてなのですが、町田の P T A の知人に、町田は整備されるという話を聞いて、隣が整備されると相模原もどうなるのだろうというところで、少し気にはなっていたのです。その整備のされ方というか、避難所にもなったりするので、やはり空調設備はあった方がいいなという気持ちはとてもあるのですが、それに加えてお手洗いなどもきちんと整備されるといいなとか、そういうのもあるのですが。

あとは、電源が喪失した場合にどうするのだろうというところもあるので、そういうこ

とも考えた対策として、きちんと整備をするなら、していただきたいなと思っているのですが、やはり全部の整備は難しいという感じで今は動いているのかどうか。

鈴木教育長 それは屋内運動場だけに絞ってですか、校舎全体ですか。

永井委員 校舎のエアコンはつけていただいたので、とりあえず避難所として一番活用されそうな体育館について、整備するのであれば、そういうことも考えながら整備していただきたいので、どういう状況かなということをお聞きしたいです。

鈴木教育長 そうですね、これだけ災害が多発していますので、そういう意味で、屋内運動場だけでなく、千葉の方も停電がありましたので、電源を含めて回答をお願いしたいと思います。

小杉学校施設課長 体育館の空調につきましては、まず、町田市については、東京都が時限付きの補助金を今、出しております、それが再来年ぐらいに一応終了するということで、町田に限らず23区を含め、いろいろな区が体育館の空調設置に向けて、今、動いているということは、いろいろ視察等を通じて、私たちもその情報はつかんでいます。

今、相模原市の体育館につきましては、議会でもいろいろ質問がございまして、大空間で、空調の効き具合というのがなかなか確保できないというところがありまして、それで来年度以降、どうやったら体育館を効率よく空調ができるかということを検討する予定にしております。

電源につきましては、非常用電源が体育館などにはあるのですけれども、そこにエアコンを付加させるかどうかということにつきましては、そのエアコン独自のシステムの中で検討していく必要があると思っていますので、来年度以降、体育館の空調を検討する際には、こういった用途、例えばスポーツ、あるいは集会、あと避難所と、そういったいろいろな場面が体育館にはございますので、そういう全てに適用するようなシステムというのはどういうものかというのを研究しながら、対応を考えていくということです。

鈴木教育長 補足で、非常用電源がどういうものなのか、少し詳しく説明をしていただきたいのですが。

小杉学校施設課長 非常用電源は、一般的にはディーゼルエンジンを動かして、そこで発電をして、照明ですとか、非常放送等、そういったものを動かすというシステムがあるのですけれども、空調設備の事例については、空調設備独自に蓄電池を持っていたり、いろいろな方式がありますので、一概に空調設備のための電源の確保ということについては、なかなか1つの方式として申し上げることができないのですけれども、いろいろ、そうい

った方式について、来年度以降、検討していきたいと思っております。

永井委員 では、2点目いいですか。

13ページとか、ほかにもあるのですが、少人数学級の推進について、学校を参観させていただいたりすると、40人は少し多いなというのが本当に実感するのです。先生が1人で見られる範囲を超えてるのではないかなという気がするのですが、これは本当に力を入れて推進していただきたいと、親の立場としてはとても思っているのですが、どういう感じで進める予定なのかというのをお聞きできればと思います。

農上教職員人事課長 少人数学級についてですが、まず、教職員の定数にも関わることで、国の方で取り組んでいただけるように、政令指定都市の市長会ですとか、そういったことも含めて、いろいろと要望を上げているところでございます。

あわせて、本市として現状の中でどうしていくのかといいますと、定数とは別に学校がある程度弾力的に、学校の実情に合った職員の配置というものがございまして、加配と言いますけれども、その職員を学校が実情に応じて少人数学級として使うこともできますし、実情に合わせると、少人数指導、クラスを2つに分ける方がより有効的であるとか、チームティーチングの方がいいとか、そのあたりは各校長に実情をもとに判断していただいておりますので、一律、少人数学級を本市でということは考えておりません。

ただ、実態としましては、かなりの割合で、実は本市でも少人数学級というものが数字上はできておりますので、そこのところも加味しつつ、学校のご意見もいろいろとお聞きしながら、ほかの指導の仕方とあわせて、少人数学級のあり方については何が効果的なのかということを検討してまいりたいと思います。

小泉教育長職務代理者 わかればいいのですけれども、35人以下の実際の学級数といえますか、割合があれば教えてください。

農上教職員人事課長 35人以下学級は、現在では小学校では75%です。そして、中学校では52%の学級で、既に35人以下学級の形ができております。

小泉教育長職務代理者 やはり、気になるのは学力向上なのですが、各学校において着実なといいますか、様々な実行力のあるといいますか、取組がされているということが答弁されていますけれども、もう少し具体的に、何かイメージが湧くような話をしていただけたらなと思います。

あわせて、やはり夜間中学というのが少し気になるというか、興味がありますので、かゆいところに手が届くではないのですけれども、困り感のある人たちにとってはすごくい

い施策だと思うので、この辺も少し進捗状況も含めてお話しただけたらと思います。

鈴木教育長 では、2点ありますけれども、まず学力の関係で。

篠原学校教育課長 学力についてですけれども、まず、小学校につきましては、5年ほど前から比べますと、徐々に上がってきているような状態でございます。大体、全国平均正答率との差が以前はマイナス5、6ポイントぐらいあったのですが、だんだんとマイナス2、3ポイント程度で推移するようになって、全国正答率に近いような状況になっているというところでございます。

今、取り組んでいるものとして、学習支援員というのを小学校に配置しておりまして、週3回、非常勤になりますが、24名、24校に配置をしているところでございます。

もう一つ、小学校の補習授業につきましても、20校におきまして、年間20回程度なのですが、小学校3年生の算数と国語を中心に、民間委託でやらせていただいているところでございます。

もう一つは、中学校の補習授業ということで、パソコンルームを使いまして、パソコンルームにあるソフトでプリントを印刷し、自学自習的にやっている形です。こちらについては、退職教員のOBの方ですとか、学生とかに手伝っていただきまして、ボランティアという形でやっているところでございます。

また、今年度、学力向上・学力保障検討委員会という庁内検討組織を立ち上げまして、今のやり方につきましても対処療法的な部分がございますが、抜本的にもう少し考えていかなければいけないかと思っておりますので、今後の子どもたちの学力向上に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、夜間中学につきましては、県とこれまでずっと協議を進めておりまして、効率的なものをつくっていきましょうということで話を進めているところでございます。

入学資格ですとか場所ですとか、それは今、庁内で検討組織を立ち上げまして検討を進めているところですが、夜間中学の性質としましては、あくまでも中学ですので、授業内容は中学校の内容になるということになります。大体1,000時間のものを年間700時間程度になりますけれども、中学校の授業を進めるという形になります。

もちろん、いろいろな事情で中学校を卒業できなかったりですとか、不登校で形式卒業された方、それから、あとは外国籍の方で日本の義務教育を受けたいという方々が、まず対象になるのかと思っております。日本語学校ということではありませんが、やはり日本語が苦手な方もいらっしゃると思っておりますので、別に特別な教育課程を設けまして、そういっ

た部分も対応しなければいけないのかと考えて、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 ちょっと追加で、学力の部分で、学習支援員24校に配置ということなのですけれども、学習支援員という方が、どういう勤務形態で、どういうクラスに入っているのか、ちょっとそれを教えていただければ。

篠原学校教育課長 学習支援員を配置している24校ですが、応募は60校ぐらいあるのですが、その中で、例えば地域にNPOなどの無料塾がないところとか、地域性ですとか、そういったことを勘案して評価をして、24校を選ばせていただいております。

学年は、3年生です。1・2年生というのはあまり学力の差が出てこないのですが、3年生から学力の差が出るということがございますので、3年生に主に入っていて、基本的には算数、国語を見ていくという形になります。1日6時間、週3回の勤務で非常勤として入っていただくという形です。

宇田川委員 今の学習支援員の件についてなのですが、やはりすごく大事なところではあると思うのですが、結局、24校で24名ということは、1校につき1名ということで、1名だけだと、現実的に、そこを機能していくというのが、まだまだ足りないのではないかなという心配がある中で、例えば今後の可能性として、地域の方たちの中での、そういった人材を確保したりということでもその可能性を探ってみると、また地域にも開かれ、本当に、私たちの学校というところで、いろいろ子どもたちも多様な方々と、地域の方々と出会う機会につながるので、そんな可能性も検討してみてもいいのではないかなと思いました。

篠原学校教育課長 今、考えてることがございまして、まずは、地域で人材育成をして、しっかり人材養成をした上で、例えば発達に障害のある方たちがいらっしゃいますので、そうした児童生徒の対応として、地域の方たちに入っていただくということも1つ考えられるかと思えます。ただ、地域の方たちも、個人情報の部分がありますので、すぐに参加というのはなかなか難しいかなと思えます。

あと、他市での事例としましては、民生委員の方々に入っていただくとか、そういった事例もありますし、いろいろな方策があるかと思えますので、今後、また検討してまいりたいと思えます。

岩田委員 不登校対策のところ、20ページにスクールソーシャルワーカーをモデル的に7人小学校に配置しとありますが、たしか相模原は、ケースがあったときに行くという

派遣型でやっていたと思うのですが、それをこの学校に配置する配置型とか、もしくは拠点校型にしたという、そういう理解でいいのでしょうか。

小泉青少年相談センター所長 スクールソーシャルワーカーの配置についてですが、今、スクールソーシャルワーカーにつきましては週4日勤務をしております。そのうちの1日を、市内7校の小学校への配置型ということで試験的に2学期から導入しております。

岩田委員 派遣型の方のメリットとしては、そのケースをこなしていける。配置型とか拠点校型というのは、やはりその学校にじっくり根を置いてというところの、それぞれメリット、デメリットがあるかと思うのですが、週4日のうちの1日を配置型で学校に行くことで、逆に、オーダーで入ってくる方のケースをこなせているのでしょうか。

小泉青少年相談センター所長 週4日のうちの1日を配置型とするほかは、いわゆる派遣型で、今は全体で80ケースぐらいあるのですが、それぞれ連絡を取り合いながらこなしているという状況でございますので、現状では派遣していくケースがきつくなっているということはございませんが、今後、配置型とした成果につきましては、また振り返りをしたいと思います。

以上でございます。

宇田川委員 今の不登校対策でソーシャルワーカーを増員して相談体制の充実ということなのですが、その内容というか、中身の方向性としては、学校に戻ってこられるようなところでの支援の方向性なのでしょうか。

鈴木教育長 ソーシャルワーカーの役割みたいなものですか。

宇田川委員 はい。としてはどうですか。

小泉青少年相談センター所長 本市の不登校対策ですが、ソーシャルワーカーを学校への配置型とした理由につきましては、早期発見、あるいは未然防止等、教員がチームとして学校の中で新たな不登校を生まないように、そういうふうな方向性を目指しております。

一方では、現に不登校の児童生徒もおりますので、そこに対しては、やはり重層的な支援を今後も目指してまいりたいと考えております。

以上です。

宇田川委員 その中でお願いというか、もう対応されているかもしれないかと思うのだけれども、ぜひ不登校になってしまったという現実がある中で、では、そういった児童生徒の居場所ということの観点からも、学校の中に、教室にとにかく戻すということも1つのケアではあると思うのですが、そこに来れなくなったということは、それなりに理

由もあると思うので、また別の居場所づくりみたいな観点からの対応ということも可能性として考えてみてもいいのかなと思いました。

鈴木教育長 何か考えてることがあればお願いします。

小泉青少年相談センター所長 今、委員がおっしゃったとおりで、子どもによっては、不登校の中でも学校に何とか週何日でも通えるようなお子さんもいらっしゃいますが、学校に対して恐怖心を抱いたりとか、拒否感があるようなお子さんもいらっしゃいますので、学校外の、例えばフリースクール等との連携とか、それから、地域における居場所づくりとか、そういうことにつきましても、不登校対策検討委員会の中で協議をしているというところでございます。

鈴木教育長 他にご意見、ご質問よろしいでしょうか。

(「なし」)の声あり

鈴木教育長 この件についても報告ですので、終了したいと思います。

ここで、休憩いたします。午後7時10分再開いたします。

(休憩・18:59～19:10)

次期相模原市教育振興計画の策定に係る答申について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、日程8、報告第6号、「次期相模原市教育振興計画の策定に係る答申について」を事務局より説明いたします。

佐野教育総務室長 報告第6号、次期相模原市教育振興計画の策定に係る答申について説明させていただきます。

本件は、次期相模原市教育振興計画につきまして、相模原市教育振興計画策定委員会から答申があったため、報告するものでございます。

なお、本件を含めまして、本日3件、計画の策定に係る答申についてご報告をいたしますが、各答申は各審議会での議論を取りまとめたものでございまして、今後、この答申の内容を踏まえまして、教育委員会としての計画案を作成し、パブリックコメントを実施した後に教育委員会の会議に議案として付議いたしまして決定していくものでございます。

恐れ入りますが、表紙に「次期相模原市教育振興計画 答申」と書かれたA4縦の冊子をご覧ください。この答申は、昨年度から計8回にわたる策定委員会での審議を取りまとめたものでございます。

それでは、表紙を1枚おめくりください。

ここでは、「はじめに」として、本市の豊かな自然環境など、全体として押さえておくべき内容や魅力あるまちづくりに向けた重要な柱の1つとして教育があることなどについて記載されております。

1枚おめくりください。目次で、全体構成について説明させていただきます。

まず、第1章においては「計画の策定に当たって」として、計画策定の趣旨や位置付け、計画期間が、第2章においては「教育を取り巻く社会情勢」として、最近の社会情勢や国における教育政策の動向が記載されています。第3章においては「基本理念」として、本市の教育が目指す人間像と、その実現に向けた基本姿勢が示されています。第4章は「施策体系」で、目指す人間像の実現に向けて設定した具体的な方針や目標、施策が示されています。最後に第5章では、計画の進行管理に関する内容が示されています。

では、内容について説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

第1章、計画の策定に当たってでございますが、はじめに、「1 計画策定の趣旨」ということで、本年度末をもって現行の計画が終了するため、新たな計画を策定するということが記載されております。

次に、「2 計画の位置付け」でございますが、(1)においては、教育振興計画は教育基本法に基づいて策定している旨が、(2)においては、本市における位置付けということ、2ページの図のとおり、総合計画の教育部門の個別計画として位置付けられていること。幼児期の教育については、子ども・子育て支援事業計画において取り扱うことが記載されております。

次に、「3 計画の期間」でございますが、令和2年度から令和9年度までの8年間の計画期間としております。

3ページをご覧ください。

第2章、教育を取り巻く社会情勢でございますが、はじめに、「1 最近の社会情勢」ということで、超スマート社会や人生100年時代の到来、グローバル化の進展や持続可能な開発目標SDGsについて示されています。

次に、4ページをご覧ください。

「2 国における教育政策の動向」でございます。ここでは、教育行政を推進する上で特に基本となることを中心に記載されており、(1)は教育基本法の抜粋、5ページの

(2)では、国が策定した第3期教育振興基本計画の概要について記載されています。

次に、6ページをご覧ください。

第3章、基本理念でございます。はじめに、「1 相模原市の教育が目指す人間像」でございますが、現在の計画では、2行目にありますとおり、「人が^{たから}財産」を基本的な考え方として施策を展開してきました。この考え方は普遍的なものとして今後も継承するものとされており、先ほど説明いたしました社会情勢の変化に的確に対応するためには、より具体的なビジョンの下で教育を推進していく必要があることから、目指す人間像として、「共に認め合い ^{いま}現在と未来を創る人」が掲げられています。前段の、「共に認め合い」につきましては、今後、どのような時代になっても、一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々が共生することが重要であることを基本にしたフレーズです。

後段の「^{いま}現在と未来を創る」につきましては、一人ひとりが広く想像し、深く思考し、主体的に行動するとともに、多様な人々が高め合いながら新たな価値を生み出すことが重要であり、こうしたことを通じて誰もが心豊かに生き生きと活躍し続けられる^{いま}現在をつくるとともに、人間ならではの感性を働かせて、人工知能など、先端技術を使いこなしながら持続可能な未来を創ってほしいという思いが込められています。

1枚おめくりいただき、7ページをご覧ください。

「2 基本姿勢」でございますが、ここでは、教育施策を展開するに当たっての3つの基本姿勢が掲げられています。

1つ目は、温かさと先進性のある教育の推進でございます。温かさとは、一人ひとりの個性を認めて大切にするとともに、誰もが十分な教育を受けられることを意味しております。先進性とは、未来社会を見据えて、前例にとらわれずに進取の精神で臨むことを意味しております。

2つ目は、「縦の接続」と「横の連携」でございます。ここでは、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識した「縦の接続」と、学校・家庭・地域住民等や行政が一丸となり教育に取り組む「横の連携」を軸とし、学校教育分野と生涯学習・社会教育分野に連続性を持たせた教育施策を展開することが示されています。

3つ目は、教育資源の効果的な活用でございます。相模原市の特色でもある豊かな自然や地域の人材を生かすとともに、限られた教育資源を課題のあるポイントに対して重点的に投入していくことが示されています。

次に、8ページをご覧ください。

第4章、施策体系でございます。ここでは、目指す人間像の実現に向けて、3つの基本方針が設定されています。

基本方針 は、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識した「縦の接続」を軸とし、「生涯にわたる学びの推進」とされています。

9ページをご覧ください。

基本方針 は、学校・家庭・地域住民等や行政が一丸となって教育に取り組む「横の連携」を軸とし、「オール相模原で取り組む地域教育力の向上」とされています。

基本方針 は、基本方針 と を支える基盤として、「多様な学びを支える環境の充実」とされています。

また、基本方針の下には13の目標が設定されており、それぞれの目標の達成状況を測る成果指標や具体的な施策が位置付けられています。

次に、10ページをご覧ください。

はじめに、基本方針 でございますが、5つの目標が設定されております。目標1から3までが学校教育に関するもの、目標4及び5が生涯学習に関するものでございます。

11ページをご覧ください。

「目標1 未来を切り拓く力の育成」でございますが、子どもたちが持続可能な未来の担い手として自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身につけるキャリア教育を推進するとともに、学びの連続性を意識した教育活動を展開することなどにより、子どもたちの未来を切り拓く力の育成を図るもので、成果指標といたしましては、14ページにございますように、本市の課題である自己肯定感の向上や今後の学校教育の柱となるキャリア教育に関する指標、学力の定着度を測る指標が設定されています。

14ページの中段以降の施策でございますが、子どもたちの社会的、職業的自立に向けて学ぶことと自分の将来とのつながりを意識させ、教育活動全体を通じて必要な資質、能力を育むキャリア教育の推進や、1枚おめくりいただきまして、幼・保・小連携や小中一貫教育の推進、学力の向上に向けた取組の推進などが位置付けられています。

19ページをご覧ください。

「目標2 新しい時代に活躍できる力の育成」でございますが、英語教育などによるグローバル社会でも活躍できるコミュニケーション能力の育成やプログラミング教育による論理的思考力などの育成により、世界に目を向け、様々な分野で活躍できる人材の育成を図るもので、成果指標といたしましては、20ページにございますように、子どもたちの

英語によるコミュニケーションに対する意識を測る指標、生徒の英語力を測る指標、プログラミング教育で育む論理的思考に対する指標が設定されております。

21、22ページの施策でございますが、ALTの活用や国際理解教育によるグローバルに活躍できる力の育成や、プログラミング教育による情報社会で活躍できる力の育成が位置付けられております。

23ページをご覧ください。

「目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進」でございますが、共生社会の実現に向けて多様性や人権、命を尊重する子どもたちの心を育成するとともに、困難や悩みを抱える子どもたちを温かく支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組を推進するもので、成果指標といたしましては、27ページでございますように、他の人の大切さや多様性といったものの理解を測る指標、子どもたちが自分の悩み等を自分だけで抱え込まず周囲に相談できる人がいるのかを測る指標が設定されております。

27ページの中段以降の施策でございますが、人権教育などによる多様性の理解や人権意識の向上、29、30ページでございます、学校サポーター制度の導入などによる特別支援教育の体制の充実、31ページでございます、不登校やいじめなどへの対応などが位置付けられております。

33ページをご覧ください。

「目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供」でございますが、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、学び始めるきっかけづくりや学んだことを生かすことができる学習機会を提供すること。また、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるよう、多様で質の高い学習機会を提供するもので、成果指標といたしましては、34ページでございますように、学習機会を得ている、学習成果を生かしている市民の割合のほか、各施設の入館者数などの指標が設定されております。

35ページ、36ページの施策でございますが、各施設における学習機会の提供や情報の発信、学んだことを生かす機会の提供が位置付けられております。

37ページをご覧ください。

「目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進」でございますが、誰もがライフステージや多様なニーズに応じて身近にスポーツを楽しむことができるよう、機会の充実を図るとともに、体力づくりから競技力向上まで市民のスポーツ活動を推進するもので、成果指標といたしましては、38ページでございますように、市民のスポーツ

活動の実施状況を測る指標などが設定されております。

38ページ中段以降の施策でございますが、スポーツイベントの開催などによる市民のスポーツ機会の充実、40ページには、子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる機会の提供が位置付けられています。

ここまでが、基本方針 に関する目標でございます。

41ページをご覧ください。

横の連携を意識した基本方針 でございますが、3つの目標が設定されております。

42ページをご覧ください。

「目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進」でございますが、子どもたちや学校が抱える課題の解決に向け、子どもにかかわる活動の担い手を育成するとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を進めるもので、成果指標といたしましては、43ページにございますように、地域で子どもにかかわる活動をしたことがある市民の割合などが設定されております。

43ページ中段以降の施策でございますが、学校運営協議会や地域学校協働活動といった地域と学校の連携・協働や、子どもの居場所、遊び場づくりなどが位置付けられています。

46ページをご覧ください。

「目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進」でございますが、地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びなどを通じて地域の担い手を育成するとともに、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進するもので、成果指標といたしましては、47ページにございますように、地域の担い手の育成状況を測る指標が設定されております。

47ページ中段以降の施策でございますが、住民主体の公民館活動の推進や地域の歴史や伝統文化の継承などが位置付けられています。

49ページをご覧ください。

「目標8 家庭を支える取組の推進」でございますが、地域コミュニティの希薄化や家庭環境が多様化する中で、保護者が孤立しないよう、家庭教育に関する学習機会の充実や、地域における家庭教育支援の担い手の育成、関係機関との連携強化など、行政・学校・地域住民等が連携して家庭を支える仕組みづくりに向けた取組を進めるもので、成果指標と

いたしましては、50ページにございますように、学習機会の充実の状況をはかる事業の参加人数及び担い手の育成の状況をはかる事業の運営に新たに携わった市民の数が設定されております。

50ページ中段以降の施策でございますが、家庭教育支援の充実や子育て支援の推進が位置付けられております。

ここまでの、基本方針 に関する目標でございます。

52ページをご覧ください。

基本方針 と を支える基盤である基本方針 でございますが、5つの目標が記載されています。

なお、目標10と11及び目標13につきましては、主に施設の整備に関する内容であることから、成果指標が設定されておられません。

53ページをご覧ください。

「目標9 学校指導体制の充実」でございますが、子どもたちの未来を切り拓く力の育成に向け、人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた人材の確保や教員の指導力など、必要な資質・能力の向上、学校における働き方改革を推進するもので、成果指標といたしましては、55ページにございますように、子どもの目線に立った教育活動が行えているかがわかる指標、長時間勤務の状況を把握する指標が設定されています。

55ページ中段以降の施策でございますが、教員の採用や研修、働き方改革の推進が位置付けられております。

58ページをご覧ください。

「目標10 学校教育環境の充実」でございますが、安全・安心で質の高い教育環境を確保するため、老朽化やバリアフリーへの対応や先端技術の活用に向けたICT環境の整備、また、望ましい学校規模の実現に向けた取組などを進めるものでございます。

59ページ以降の施策でございますが、校舎やトイレ等の改修や学習用タブレットPCの整備などが位置付けられております。

61ページをご覧ください。

「目標11 学校安全の推進」でございますが、自然災害、交通事故、犯罪などの多様な危険に備え、地域住民や関係機関等と連携をしながら、子どもの身を守るための取組を進めるとともに、学校における安全対策の徹底に取り組むものでございます。

63ページをご覧ください。

「目標 1 2 生涯学習・社会教育の推進体制の充実」でございますが、学びを通じた人づくりや地域づくりを促進するため、地域住民の主体的な学びを促すことができる職員を育成するなど、生涯学習、社会教育の推進体制の充実を図るもので、成果指標といたしましては、職員の専門性の育成の状況をはかるため、令和 2 年 4 月から制度化される社会教育士について資格を有する職員の数が設定されています。

6 5 ページをご覧ください。

「目標 1 3 生涯学習・社会教育環境の充実」でございますが、生涯学習・社会教育施設等の整備や老朽化、バリアフリーへの対応を進めるものでございます。

ここまでが、基本方針 に関する目標でございます。

最後に 6 6 ページをご覧ください。

第 5 章、進行管理でございますが、本計画の進行管理につきましては、法律の規定に基づき行っていくことが記載されております。

以上で、報告第 6 号の説明を終わらせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 2 ページになります、少し当たり前の質問にはなってしまうのですが、教育委員会部局は教育振興計画、また、子育てであるとか幼児期であれば、子ども・子育て支援事業計画というところが策定されるというお話だったのですが、当然のことながら、子どもにとっては、それは一連の流れの中に位置付くということで考えますと、関連というか、連携というか、まさに縦の接続という意味では何か調整をして、整合性をとった中で子どもの育ちを見るということも行われているのだと思うのですが、改めまして聞かせていただけたらと思います。

篠原学校教育課長 まず、成果指標につきましては、もともと、自分のところによいところがあるということに関しましては、教育振興計画でも、子ども・子育て事業計画でも使っておりまして、同じ視点で見ていこうというところで使っております、このほかにも 2 点ほどにつきまして、両計画で同じ成果指標を使っております。

あと、教育振興計画に入っている施策につきましては、子ども・子育て事業計画にも施策として入っております。たしか 3 0 0 ぐらいの事業があったと思うのですが、この中には、かなりの部分で学校教育等を含めて、施策として入っているところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 あと、感想なのですけれども、今の縦の接続と横の連携という形で、何か非常にイメージしやすい中で、この計画ができていながらという単純な感想を、いい意味で抱かせていただきました。ありがとうございました。

「人が^{たから}財産」を今まで、私も事務局にいるときにはよく使ったのですけども、実はいまいちよくわかっていないみたいなところがあったので、より具体的になってきたなという感じがいたします。

以上です。

鈴木教育長 他にご質問、ご意見があればお願いします。

この件はよろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

次期相模原市スポーツ振興計画の策定に係る答申について

鈴木教育長 次に、日程9、報告第7号、「次期相模原市スポーツ振興計画の策定に係る答申について」を事務局より説明いたします。

高林スポーツ課長 報告第7号、次期相模原市スポーツ振興計画の策定に係る答申について説明させていただきます。

本案件は、次期相模原市スポーツ振興計画について、相模原市スポーツ推進審議会から答申があったため、報告するものでございます。

先ほど教育総務室長からも説明がありましたとおり、今後、答申の内容を踏まえて教育委員会において計画案を作成し、パブリックコメントを実施した後、教育委員会定例会に議案として付議し、決定していくものでございます。

恐れ入りますが、表紙に「仮 相模原市スポーツ推進計画 答申」と書かれたA4縦の冊子をご覧いただきたいと存じます。昨年9月以降、計6回にわたる審議会での審議を取りまとめたものでございます。

それでは、表紙を1枚おめくりいただき、目次で全体構成を説明させていただきます。

はじめに、第1章は「スポーツ推進計画とは」として、計画策定の趣旨や位置付け、計画期間と計画が対象とするスポーツの範囲を記載しているものです。

続いて第2章は「スポーツ推進に関する状況」として、最近の国や県、本市におけるスポーツ推進に関する状況が記載されております。

第3章は「スポーツに関する本市の特徴・課題」として、本計画の策定に当たり、昨年

度、市民やスポーツ団体を対象としたアンケートを実施した結果と、スポーツに関する本市の特徴・課題を整理したものでございます。

第 章は「基本理念・基本方針」として、本計画が目指す2つの基本理念と、基本理念を実現するために4つの基本方針を示してございます。

第 章は「施策の展開」として、基本理念を実現するための展開として、具体的な施策の方向や施策、主な事業を示しております。

最後に第 章は「実現化方策」として、本計画の実現に向けた4つの推進力を本計画の推進状況や成果を把握し評価するため、5つの成果指標を示したものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧いただきまして、第 章スポーツ推進計画でございますが、計画の策定に当たりましては、本年度をもって現行の計画期間が終了するため、新たな計画を策定するというところでございます。

計画の位置付けにつきましては、本市における位置付けということで、総合計画の教育における部門別計画である教育振興計画の施策分野計画として位置付けているものとともに、国のスポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画にも位置付けております。

計画の期間でございますが、令和2年度から令和9年度までの8年間を計画期間としております。

計画が対象とするスポーツの範囲でございますが、競技性の高いスポーツだけでなく、軽い運動や野外活動、体を動かすレクリエーション活動などを含む幅広い概念でスポーツを捉えております。

おめくりいただきまして、4ページには国の状況、5ページには県の状況、6ページ、7ページには本市の現計画の状況を示したものでございまして、7ページにありますように、現計画では、今までの「する」スポーツに加え、「観る」「支える」スポーツの環境を整備して取り組んできたところでございます。また、新たに4つのホームタウンチームの認定制度を創設して取り組んできたことと、オリンピック・パラリンピック競技大会にかかわる状況が加わられたものでございます。

それから、10ページ以降につきましては市民アンケートの結果でございます。それと16ページにつきましては、スポーツ庁の調査結果、全国体力・運動能力の調査結果でございまして、残念ながら本市の場合は全国平均より少し下回っているという状況でございます。

それから、それらを踏まえて17ページに、それぞれのスポーツ推進に向けた本市の課題としましては、(1)働き盛り・子育て世代、高齢者、障害者などがスポーツをする機会の充実。それから、(2)誰もが身近にスポーツを楽しめる場の充実。(3)指導者やボランティアなどの人材確保・育成。18ページには、(4)子どもがスポーツを楽しむ機会の充実と体力・運動能力の向上。(5)施設や自然環境、ホームタウンチーム等のスポーツ資源を活用した交流人口の拡大や経済・地域の活性化に資する取組の推進。最後に(6)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした市民のスポーツ振興につながる取組の推進等を課題として取り上げたものでございます。

これらを分析、解決するための内容で、基本理念・基本方針が19ページ以降でございまして、20ページに基本理念、2つの理念を掲げております。

1つ目は、現計画を踏襲する形で、「豊かなスポーツライフの実現」。年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、誰もがライフステージや多様なニーズに応じて、生涯にわたり「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツを楽しむことができる「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。

2つ目、基本理念の でございますが、新たに掲げたものでございまして、「スポーツを生かした地域の賑わいの創出」。人口が減少に転じるとともに高齢化が進む中、スポーツ資源を本市の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、経済・地域の活性化などにつなげ、「スポーツを生かした地域の賑わいの創出」を目指します。

大変申し訳ございません。21ページ、22ページが逆についてるかと思いますが、21ページに「基本方針1 生涯を通じたスポーツ活動の支援」。それから、お戻りいただいて22ページに、「基本方針2 スポーツ環境の整備・充実」。基本方針3が、初めて特出しするような形で、「子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上」を新たに追加して掲げたところでございます。

それから、23ページに、基本方針4としまして、ここも新たに追加した方針でございまして、「スポーツを通じた本市の魅力の発信と経済・地域の活性化」でございまして。

おめくりいただきまして、24ページ、25ページがその体系図で示したものでございます。左に基本理念、そこにぶら下がる基本方針が3つございます。今までの現計画を踏襲した形で、「基本方針1 生涯を通じたスポーツ活動の支援」。「基本方針2 スポーツ環境の整備・充実」。それらの中から特出しした形で「基本方針3 子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上」。そして、基本理念 を新たに追加

したもので、基本方針４として「スポーツを通じた本市の魅力の発信と経済・地域の活性化」を掲げたものでございます。

これらの施策の方向につきましては、２４ページの上の方から、１番、「地域のスポーツ活動の推進」をはじめ、「誰もが参加できるスポーツイベントや大会、教室の充実」などなど、１番から９番までにつきましては現計画を踏襲する形で掲げておりますが、１０番から１３番までにつきましては、今までの計画から、子どもの体力等にかかわるものを特出ししたものでございます。１４番から１７番までにつきましても、新たに、現計画にないものとして、施策の方向として掲げたものでございます。

おめくりいただきまして、施策の内容につきましては２８ページから、基本方針１には施策の方向１から２、３と続きまして、３０ページには基本方針２の「スポーツ環境の整備・充実」で、施策の方向５のスポーツ施設の保全対策・整備・充実から始まり、６、７と続き、３２ページまで基本方針２でございます。

教育委員会の会議でございますので、３３ページ、基本方針３、特出ししたものでご説明させていただきます。

「子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上」としましては、施策の方向１０として、スポーツに親しむ基盤となる学校体育及び運動部活動の充実ということで、これまでの教育センターや学校教育課と生涯学習部等で行っているものではございますが、そういったものを施策として掲げたもので、施策の１０－１から２、３、４という形で掲げたものでございます。

おめくりいただきまして３４ページには、施策の方向１１として、運動習慣・生活習慣の確立ということで、１１－１、２、３を施策として、主な事業として取り上げたものでございます。

施策の方向１２、地域のスポーツ団体等と連携した取組の推進でございますが、こちらにつきましては、１２－１、１２－２、１２－３、特に１２－１につきましては、新たにスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等と連携した取組の推進といたしまして、地域の青少年健全育成活動におけるスポーツ体験活動の支援、放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動の実施など、今、まだ主な事業としては取り組んではございませんが、地域一体となって取り組んでいこうという思いで、こちらの施策の方向１２を掲げたところでございます。

それから、施策の方向１３につきましては、スポーツを通じた豊かな人間性の醸成とい

うことで、13-1と13-2で主な事業を示したものでございます。

最後に、基本方針4につきましては、基本理念 に掲げた取組を明記したものでございまして、スポーツを通じた良好な都市イメージの醸成・発信。おめくりいただいて、36、37では、スポーツを通じた交流と経済波及効果の創出、ホームタウンチームとの連携・支援、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの推進でございます。

実現化方策につきましては、40ページ以降でございますが、進行管理といたしましては41ページの方で基本方針ごとに成果指標に基づき行うもので、スポーツを定期的に週1回以上行う市民の割合が基本方針1に対する成果指標。それから基本方針2に対する成果指標は、再掲ですがスポーツを定期的に週1回以上行う市民の割合と、あとスポーツに関するボランティア活動を行った市民の割合を設定しています。

42ページに、基本方針3「子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚起と体力・運動能力の向上」に対する成果指標は、スポーツをすることが好きな児童生徒の割合と、スポーツを定期的、週1回ではなくて週3回以上行う児童生徒の割合。基本方針4につきましては、ホームタウンチームの公式戦の観客数を成果指標としたものでございます。

これが以上でございますが、スポーツ推進審議会におけるご審議の中では、指導者によるパワハラなど、スポーツ界における不祥事が社会問題となったことを踏まえて、指導者のコンプライアンスの強化に取り組むべきとのご意見もいただき、32ページの施策8-2にスポーツ指導者のコンプライアンス強化の推進を追加したものでございます。

また、学校教育におきまして、健常の児童生徒を対象とした障害者への理解を深めるための授業はあるものの、障害のある児童生徒を対象とした授業を盛り込むべきとのご意見をいただきましたことから、33ページの施策10-2に、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できる授業づくりの促進を追加したものでございます。

駆け足の説明で恐縮ですが、以上でございます。

鈴木教育長 説明が終わりました。質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

では、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

次期相模原市図書館基本計画の策定に係る答申について

鈴木教育長 次に、日程10、報告第8号、「次期相模原市図書館基本計画の策定に係る答申について」を事務局より説明いたします。

岡本図書館長 報告第8号、次期相模原市図書館基本計画の策定に係る答申について報告させていただきます。

次期相模原市図書館基本計画につきましては、現在の計画が本年度末に計画期間の終了を迎えることに伴いまして、昨年度、庁内に検討会議やワーキンググループを設置するとともに、外部有識者で構成した相模原市立図書館協議会に計画の策定について諮問をし、検討を行ってまいりました。このたび、図書館協議会より答申がございましたので、ご報告するものでございます。

それでは、「次期相模原市図書館基本計画 答申」により説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧くださいと思います。

第1章、計画の策定に当たっての1、計画策定の趣旨でございますが、現在の計画における基本的な考え方は継承しつつ、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応し、効果的で計画的な施策や事業展開を図るため策定するものでございます。

2、計画の位置付けにつきましては、相模原市総合計画の部門別計画である相模原市教育振興計画の施策分野別計画として位置付けるものでございます。

3、計画の期間につきましては、上位計画の総合計画や教育振興計画との整合を図りまして、令和2年度から令和9年度までの8年間でございます。

続いて、2ページをご覧くださいと思います。

こちらには、SDGsと本計画との関係を掲載してございます。

なお、本計画において対応するゴール、目標といたしましては、「4 質の高い教育をみんなに」でございます。

続いて、3ページから6ページにかけましては、第2章、図書館を取り巻く状況といたしまして、人口減少、少子高齢化などの社会的背景や図書館の設置及び運営上の望ましい基準など、国の動向となっております。

7ページをご覧ください。

第3章、相模原市の図書館の現状として、このページから16ページにかけまして、本市図書館の概要、図書館サービスの状況について記載されております。本市では、市立、相模大野、橋本の3つの図書館と相武台分館、これに25の公民館等図書室や視覚障害者情報センターなどの3施設を電算システムと配送網でつないでおりまして、市内図書館・

図書室、どこからも貸出や返却、取り寄せを行うことができます。平成30年度の実績では、市全体で約145万冊の蔵書を有し、登録者数は約19万人、個人貸出が約262万点、3つの図書館への来館者は約184万人でございました。

11ページをお開きください。

近年、貸出冊数などの利用は減少が続いておりますが、12ページにございます利用登録者数は、わずかながらではございますが、増加をしております。13ページにございます予約・リクエスト件数は年々増加しているところでございます。

続いて、17ページをご覧ください。

本市図書館の課題といたしましては、全国的な傾向でもございますが、図書館の利用や貸出などが減少してきていること。広い市域を有し、都市部と中山間地域を持つ本市の特性や高齢化が進んでいく中では、身近である公民館等図書室における図書館サービスの充実が求められていること。また、各世代や障害のある方、外国人市民などのニーズに対応したきめ細かいサービスの提供。そして、18ページにございますICTへの対応や地域の情報拠点としての取組を求められているところでございます。

19ページでは、子どもの読書活動にかかわる課題が記載されておりますが、特にスマートフォンの普及による影響と子どもたちの読書離れについては、大きな課題として捉えているところでございます。

20ページ及び21ページをご覧ください。

第4章、基本的な考え方でございますが、本市図書館における現状や課題を踏まえ、基本理念を「人とまちの未来を育む図書館」といたしまして、これを実現するために、4つの基本目標を定めております。

22ページをご覧ください。

第5章、施策の方向・主な施策として、基本目標ごとに施策の方向と主な施策が記載されてございます。

「基本目標1 生涯にわたる豊かな学びを提供する図書館」といたしまして、市民の主体的な学びを支える図書館本来の役割になりますが、施策の方向では、市民の多様なニーズに対応した蔵書構築や資料選定の効果的な実施を図るものでございます。

23ページにございます施策の方向では、アンケート等、市民の方からの要望の多かった利用環境の充実といたしまして、読み聞かせや学習、また飲食のできるスペースの確保やWi-Fi環境など、利用者にとって居心地のよい環境づくりが位置付けられており

ます。

また、施策の方向、より身近な図書館サービスの提供ですが、基本目標1の中でも、本市として特に力を入れておきたい施策になります。広い市域の中で、分館を含め、図書館は4館ございますが、図書館が家からも遠く、特に、行動範囲に限られる子どもたちや高齢者、障害のある方にとっては、市内に25カ所あります公民館等図書室における身近な図書館サービスの向上が求められているところでもございます。

主な施策といたしまして、図書館が所蔵する図書を有効利用して公民館等図書室に配架をしたり、配送システムをさらに充実して定期的に入れ替えることで、公民館等図書室においても魅力ある図書の提供を図ることや、図書整理員の方の人材育成を図るための研修会等の実施、リクエスト本などの受取や返却をすることのできるサービスポイントの整備推進の検討などがございます。

24ページをご覧ください。

施策の方向、多様な利用者に向けたきめ細かいサービスの充実といたしましては、各世代のニーズに対応したサービスの展開として、資料・情報の提供や講座等の実施、障害のある方が読書を楽しむことのできる利用環境の整備、国際化への対応、また、図書館や公民館等図書室に行くことができない方へのサービスの検討などを主な施策として掲げ、これまで図書館をあまりご利用いただけていない市民の方にもご利用いただけるよう取り組むものがございます。

25ページにございます施策の方向では、ICTを活用したサービスの向上として、電子書籍やICタグ等の導入に向けた検討を進めるものがございます。

おめくりいただいて、26ページをご覧ください。

基本目標2、市民や地域に活力を与える図書館でございますが、国の運営基準にも位置付けられ、図書館としても従来の役割に加え、新たに推進を図っていくものになります。

施策の方向では、レファレンスサービスやライフステージに寄り添った情報提供の充実など、課題解決に向けた支援の充実。

27ページにございます施策の方向では、行政テーマと連携した情報提供や発信を積極的に行っていくことで、市民の暮らしや活力のある地域づくりの支援を進めるものがございます。

施策の方向では、市民の財産でもある地域資料の収集や活用、そして継承。

施策の方向では、生涯学習の機会や交流の場の創出やボランティアの支援等を位置付

けているところでございます。

28ページをご覧ください。

基本目標3、子どもが読書を楽しみ「生きる力」を育む図書館でございます。子どもたちの読書離れにつきましてでは、本市としても深刻な課題として捉えているところございまして、また、貧困問題であるとか、子どもの居場所づくり、全国学力・学習状況調査など、本市を取り巻く環境も踏まえ、次期計画の中では、基本目標の1つとして特出しをしております。言葉や文字など、読書から学ぶもの、感性や表現力、想像力ですとか読解力など、読書を通じて培われるものは人生をより深く生きる、自ら課題を解決していく上でも非常に大切なものであり、しっかりと読書習慣を身につけていくことが重要となっております。

施策の方向、子どもが本にふれあう機会の充実といたしましては、子ども向け資料の充実や子どもたちにとっての居場所となるような環境の整備、小学校・中学校や保育園、幼稚園など、関係機関との連携強化などを主な施策としております。

29ページでございます。

施策の方向、読書の楽しさを伝えあう取組の推進では、子どもや親子を対象とした事業の拡充や学生ボランティアによる事業参画などを主な施策として位置付けております。

また、施策の方向、子どもの読書応援隊の支援の中では、子どもの読書活動のサポートとして、保護者の方や読み聞かせボランティアへの支援を積極的に行っていくものでございます。

30ページをご覧ください。

基本目標4、将来にわたり進化し続ける図書館といたしましては、施策の方向、中央図書館機能の確立・充実。施策の方向、地域図書館における地域に根差したサービスの充実。施策の方向、効果的・効率的な図書館運営を位置付けております。

特に中央図書館機能の確立・充実のところでございますが、企画・統括機能として、図書館サービスの企画推進や資料選定、関係機関との連携を全市的な規模でコントロールしていくこと。31ページの専門的機能としては、資料や設備、人材を充実することで質の高いサービスを提供するとともに、中央図書館だけではなく、地域図書館、公民館等図書室へ図書資料や人的な支援を行っていくこと。人材育成機能として、本市図書館を下支えしていく専門的な人材の確保・育成を行っていくなどの中央図書館としての機能を備えることで、より効果的・効率的に次期計画に掲げた施策や取組の実現を目指すものでござい

ます。

33ページをご覧ください。

第6章、計画の推進に向けてでございますが、成果指標といたしまして、8つの指標を設定しております。図書館サービスの向上により市民の図書館利用がどの程度促進されたかを測る成果指標としては、市民登録率、18歳以下の子どもの登録率、来館者数を。利用者のニーズへの対応を測る指標といたしましては、利用者の満足度。インターネットによるサービスや情報提供の活用を測る指標といたしましては、図書館ホームページへのアクセス数。市民や地域の課題解決に向けた指標としては、レファレンスの受付件数。本市に関する資料の収集を測る指標といたしまして、地域資料の蔵書数。市民への生涯学習の機会を測る指標といたしましては、講座・講演会等の参加者数としております。また、子どもの読書への関心を測る指標といたしましては、毎年、小学校5年生、中学校2年生を対象に実施するアンケートで、「読書が好きですか」の質問に対する回答の割合としております。

令和9年度における目標値につきましては現在検討中ございまして、今後、開催を予定している協議を経て設定してまいりたいと考えております。

34ページをご覧ください。

計画の進行管理でございますが、成果指標に加え、統計数字や利用者アンケートを活用し、年度ごとに取組状況について、図書館協議会委員による外部評価、図書館職員による内部評価を行うものでございます。

以上で、次期相模原市図書館基本計画の策定に係る答申についての説明を終わらせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

岩田委員 これは大きな答申なので、そんなに細かいところまではまだ考えてないのかもしれないのですが、23ページのグループ学習を図書館の中に、そういうスペースを検討するというのが新規で出ているのですけども、これは有料でやっていこうと考えられているのか、それとも無料で提供しようと考えられているのか、その辺はどんな感じですか。

岡本図書館長 スペースのことでありますけども、基本的には自由に、ICT以外にも、いろいろな方々、子どもたちもそうですけれども、自由に使っていただくようなスペースを想定しておりまして、基本的には無料であると考えております。

岩田委員 将来的に、公民館の有料化とどう整合性を保っていくのかと少し思ったのですが、今、まだその段階ではないのかもしれないですけど。

岡本図書館長 こういったスペースについては、部屋ごとに間仕切りというよりは、どちらかという広いスペースの中で、例えば机が幾つかあったりとか、限りはあるかと思えますけれども、そういった中で自由に使える場所の提供をしていきたいと考えています。

永井委員 1点気になったのが、3つまとめて出てきたから気になったのですが、目次の書き方とか、中のフォントとか、章立ての仕方とか、同じ部署でやっているものにしては、それぞれ全然違うのが。市の中でそういう決まりはないのかなというか、共通にはならないのかなというのが。この後、ちゃんと整理をするのかもしれないのですが、そこを少しお聞きしたいと思います。

佐野教育総務室長 これらの計画は、現在、先ほども申しました外部の委員さんが、それぞれの立場でつくったものでございますので、特にそういったフォントの統一とかの決まりはないのが現状でございます。

鈴木教育長 それぞれの審議会とかで、どうつくっていくかということを議論しているので、多少、章立ては変わってくると思うのです。

永井委員 数字のつけ方とかも、英数字なのかとか、第何章なのかとか、全然共通でなくても、それはもう見られさえすればいいという形なのですか。

鈴木教育長 そうですね。ただ、永井委員おっしゃるとおり、ある程度、少しきちんとした計画になるとときには、統一できるものは統一した方がいいかもしれません。ただ、これは答申という形ですので。

他にございませんでしょうか。

(「なし」)の声あり

鈴木教育長 以上で、公開の会議は終了させていただきます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。今回は、11月6日、水曜日、午後2時半から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

鈴木教育長 それでは、次回の会議は11月6日、水曜日、午後2時30分から開催予定といたします。

ここで休憩いたします。午後8時20分に再開いたします。

なお、再開後の審議については、公開しない会議といたしますので、関係する職員以外

の方は退出してください。

(休憩・20:12～20:20)

処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について

(公開しない会議 原案どおり可決)

処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について

(公開しない会議 原案どおり可決)

処分等の求めの申出書に対する不作為に係る審査請求について

(公開しない会議 原案どおり可決)

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。長時間にわたり、ありがとうございます。

これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午後8時37分 閉会